

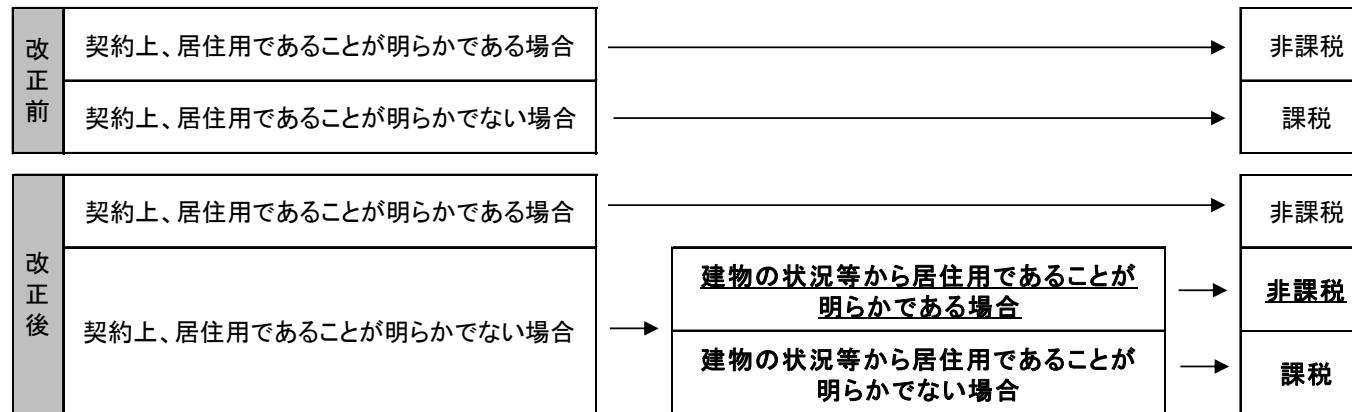
51. 住宅の貸付けに係る用途が明らかにされていない場合の課税の見直し

1. 改正のポイント

契約上用途が明らかでない住宅の貸付けについて、改正前はすべて消費税を課税としていたが、改正後は利用状況等から居住用であることが明らかな場合には、消費税を非課税とする。

2. 改正の内容

住宅の貸付けに係る契約上の貸付けの用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付けに係る建物の状況等から居住用であることが明らかな場合は、その貸付けについては消費税を非課税とする。



3. 適用時期

2020年(令和2年)4月1日以後に行われる貸付けについて適用される。

4. 実務のポイント

改正前は、契約上の貸付けの用途が明らかにされていない場合には全て課税としていたが、改正後においては改正前の判断基準に加え実態による判断が求められる。